

「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について

1. 設定にあたっての基本的な考え方

◎地域子ども・子育て支援事業（13事業）の提供体制
⇒ 平成31年度末までに確保することを目指します。

2. 地域子ども・子育て支援事業にかかる確保方策の方向性

本市における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の確保方策については、法に基づき、平成31年度末までに提供体制を確保することを目指し、「量の確保」と「質の向上」に向け、以下の方向性で検討を進めていきます。

平成31年度末までに提供体制を確保



①「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保

アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み（ニーズ量）」に対応するため、新制度の施行にあたり創設された事業や、現在、提供体制が不足している事業については、事業計画に基づき計画的な「量の確保」に向けた整備を行っていきます。

②地域の実情に応じた事業内容の充実

「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制を確保するだけでなく、地域の実情に応じた事業内容の充実など、「質の向上」に向けた取組みを進めていきます。